

# 地域密着型サービス編（指導事項）

## 目次

- ・ 地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の主な指導事項
- ・ 夜間対応型訪問介護の主な指導事項
- ・ 地域密着型通所介護（療養通所介護）の主な指導事項
- ・ 認知症対応型通所介護の主な指導事項
- ・ （看護）小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護の主な指導事項
- ・ （看護）小規模多機能型居宅介護の主な指導事項
- ・ 小規模多機能型居宅介護の主な指導事項
- ・ 認知症対応型共同生活介護の主な指導事項

# 地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

設備に関する基準（第3条の6、大阪市地域密着型サービス事業者等の指定にかかる指導指針等）

- ・ 正当な理由なく必要な区画に、緊急通報装置（ナースコール等）を設置していない、又は取り外している、若しくは正常に動作しない等の事例がみられた。

- ・ 事業所はサービス提供に必要な設備及び備品等を備えること。
- ・ 適切な場所に、緊急通報装置を設置すること。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護については、随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等を利用者に配布しなければならないと定められていますので、本市の指導指針の確認をお願いします。

【参考】大阪市ホームページ

大阪市地域密着型サービス事業者等の指定にかかる指導指針

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000329210.html>

大阪市地域密着型サービス事業者等の指定に係る指導指針の一部改正について

[https://www.city.osaka.lg.jp/templates/kisoku\\_kohyo/fukushi/0000650681.html](https://www.city.osaka.lg.jp/templates/kisoku_kohyo/fukushi/0000650681.html)

# 地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

## 内容及び手続の説明及び同意（第3条の7等）

- ・重要事項説明書に「苦情処理の体制」の記載がなかった。
- ・重要事項説明書に「提供するサービスの第三者評価の実施状況」の記載がなかった。



- ・苦情処理の体制及び手順
- ・苦情相談の窓口
- ・苦情・相談の連絡先  
事業者、市町村、区役所、大阪府国民健康保険団体連合会等 を重要事項説明書に記載すること。

# 地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況  
実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、  
評価結果の開示状況等を重要事項説明書に記載すること。

【参考】 第三者評価の実施機関については、大阪府のホームページ及び  
ワムネットに記載されています。

(大阪府ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/daisansha/>

(ワムネット)

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/fserviceh/>

利用者の **安心 信頼**  
職員の **意欲向上 意識改革** を導く

**福祉サービス**  
**第三者評価**

— 活用のご案内 —

福祉サービス第三者評価とは、専門的・客観的な立場から  
福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

第三者評価の受審により

- 福祉サービスの質にかかわる取り組みや成果(よいところ)などが明らかになります。
- 福祉サービスの具体的な改善点を把握し、質の向上に結びつけることができます。
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報になります。
- 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高めることにつながります。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

# 地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

## 業務継続計画（第3条の30の2等）

- ・業務継続計画を策定するとともに業務継続計画に従い、介護従業者に対して、必要な研修及び訓練を実施していない事業所が見られました。



- ・事業者は業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護従業者に対して、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。  
なお、年1回以上の定期的な研修及び訓練に加え、新規採用時には別に研修を実施すること。
- ・認知症対応型共同生活介護においては、年1回以上ではなく年2回以上の定期的な研修及び訓練に加え、新規採用時には別に研修を実施すること。

# 地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

## 勤務体制の確保等（第3条の30第1項等）

- ・勤務表について、必要な項目が記載されていない。



- ・事業種別ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、「日々の勤務時間」、「常勤・非常勤の別」、「生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置」、「管理者との兼務関係等」を明確にすること。

また、介護従業者の勤務の体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮すること。

# 地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

## 勤務体制の確保等（第3条の30第4項等）

- ・研修について、事業所における年間の研修計画が作成されていない。
- ・研修実施状況が記録上から確認できない。
- ・研修不参加者への対応が不明瞭。



- ・年間の研修計画を作成するなど、介護従業者の研修への参加の機会を計画的に確保するように努めること。
- ・研修実施後は、その結果を記録するとともに、研修に参加できなかった者への当該研修資料の交付、又は回覧等の方法で、従業者全体への周知を図り、その結果についても記録し保管すること。

# 地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

## 秘密保持等（第3条の33等）

- ・ 個人情報の使用同意書に使用を想定される利用者家族等から同意を得られていない。
- ・ 個人情報の使用同意書に使用期間が記載されていない。



- ・ 個人情報の使用同意書について、利用者及びその家族の個人情報をサービス担当者会議等において使用することについて、利用者のほかその家族、原則事業所で個人情報を所持し使用する家族全員からあらかじめ文書にて同意を得ること。
- ・ 使用期間について、「契約締結日から契約終了日までとする。」など、個人情報の使用同意書に明記すること。

# 地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

(対象外事業：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

## 非常災害対策（第32条等）

- ・ 定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない。
- ・ 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、地域住民に対して告知等ができておらず、地域住民の参加が得られるよう努めていない。



- ・ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- ・ 避難、救出その他必要な訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう、地域との連携に努めること。

# 地域密着型サービス事業者に共通する主な指導事項

## 衛生管理等（第3条の31等）

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。
- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していない。



- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。
- ・認知症対応型共同生活介護については、年1回以上ではなく年2回以上の定期的な研修及び訓練を実施すること。

【参考】厚生労働省のホームページ

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の主な指導事項 夜間対応型訪問介護の主な指導事項

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成（第3条の24等）

- ・介護職員（計画作成担当者）が利用者のアセスメント及びモニタリングを行っていた。



- ・**看護職員**が利用者の居宅を定期的（概ね1月に1回程度）に訪問し、アセスメント及びモニタリングを実施すること。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）を算定する場合も同様。

# 地域密着型通所介護の主な指導事項

2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い

(老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の3の2(4))

・入浴サービスのみの利用等の理由により、2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護費を算定していた。



・2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者であること。

なお、上記に該当する場合の2時間以上3時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみの利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

# 地域密着型通所介護の主な指導事項

## 中重度者ケア体制加算

(老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の3の2 (11))

- ・時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していることが確認できなかった。



- ・基準に定める従業員の員数に加え、看護職員又は介護職員を、常勤換算方法で2以上確保していること。
- ・前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が、100分の30以上であること。
- ・時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

# 地域密着型通所介護の主な指導事項

個別機能訓練加算（老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の3の2（13））

- ・ 3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）の確認をしていなかった。



- ・ 3月に1回以上利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。
- ・ 生活状況の確認については、令和6年3月15日老高発0315第2号 老認発0315第2号 老老発0315号第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」別紙様式3-2の生活機能チェックシートを参考に実施してください。

【参考】令和6年度介護報酬改定について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

（ページ中央部にリハビリテーション・機能訓練、栄養、口腔の一体的取組に関する通知があります）

# 地域密着型通所介護の主な指導事項

## サービス提供体制強化加算

(老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の3の2(27))

- ・算定要件に該当する職員の割合を把握せず算定していた。



- ・算定要件に該当する職員の割合を適切に算出・確認し、算定根拠となる職員の割合を記録し、保管しておくこと。

なお、職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

## （看護）小規模多機能型居宅介護の主な指導事項 認知症対応型共同生活介護の主な指導事項

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（第86条の2等）

・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会が定期的開催されていない。



・業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催すること。

**令和9年3月31日まで努力義務**

# (看護) 小規模多機能型居宅介護の主な指導事項

認知症加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)

(老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の5(10))

・算定要件の一つに用いる日常生活自立度について、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いますが、古い判定を用いることにより、算定すべき利用者以外の者に算定していたケースが多く見受けられました。



・日常生活自立度の決定には、医師の判定結果又は主治医意見書の最も新しい判定を用いるものとなります。

最新の判定次第では、算定の可・不可や、加算の区分が変わることを踏まえたうえで、日常生活自立度の確認を行うよう注意してください。

※入院時や通院時に変化していることの見逃しがよく見られるため特にご注意ください。

# (看護) 小規模多機能型居宅介護の主な指導事項

総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)

(老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の5(15))

・総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定要件のうち、特に次の2点が確認できないケースが見受けられました

1. 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。
2. 居宅サービス計画について、必要に応じて多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような計画を作成していること。



・登録者が住み慣れた地域で生活を継続するために、当該地域における課題を掘り起こし、地域住民や市町村等とともに解決する取り組みや、登録者が住み慣れた地域との絆を継続するための取り組みなどに積極的に参加すること。

・介護給付費等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等が包括的に提供されるような計画を作成すること。

# 小規模多機能型居宅介護の主な指導事項

## 小規模多機能型居宅介護計画の作成（第77条等）

- ・ 居宅サービス計画は作成されているが、小規模多機能型居宅介護計画が作成されていない。



- ・ 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成し、その際に実施された、アセスメントやモニタリングについては、必ず記録を残すようにしてください。  
また、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付すること。

# 認知症対応型共同生活介護の主な指導事項

## 協力医療機関等（第105条等）

- ・ 1年に1回以上、協力医療機関とのあいだで、利用者の病状が急変した場合等の対応の確認とともに、協力医療機関の名称等を大阪市に届出していない。



- ・ 事業者は1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該事業者に係る指定を行った市町村長（大阪市）に届け出ること。

※大阪市については介護報酬改定にあわせて協力医療機関に関する届出書を新たに整えております。

【参考】大阪市ホームページ  
協力医療機関に関する届出書について

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000628314.html>

# 認知症対応型共同生活介護の主な指導事項

## 協力医療機関等（第105条等）

- ・ 第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めていない。
- ・ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていない。



- ・ 第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めること。
- ・ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

【参考】府知事は、協定締結医療機関のうち、指定基準を満たした協定締結医療機関を第一種協定指定医療機関（病床確保）または第二種協定指定医療機関（発熱外来または自宅・宿泊療養者、高齢者施設等、障がい者施設等への医療の提供）として指定します。

# 認知症対応型共同生活介護の主な指導事項

協力医療機関連携加算（老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 第2の6（11））

・協力医療機関連携加算の算定要件である、協力医療機関との間で入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的（月1回以上）に開催していない。



・協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的（月1回以上）に開催すること。

電子的システムにより、当該協力医療機関において、当該事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が、確保されている場合には、定期的に、年3回以上開催することで差し支えありません。

なお、当該会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を介して行うことができるものとし、会議の開催状況については、その概要を記録すること。

# 認知症対応型共同生活介護の主な指導事項

## 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針（第97条第8項等）

- ・ 認知症対応型共同生活介護事業者は、まず、自己評価を行った上で、外部評価を受け、質の改善を図らなければなりません。自己評価や外部評価が実施されていないケースが見受けられました。



- ・ 自己評価とは：自ら提供するサービスの質の評価
- ・ 外部評価とは：各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価又は運営推進会議において第三者の観点から行う評価

自己評価及び外部評価を適切に実施し、評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居者及びその家族へ提供するほか、開示を行うこと。

開示の方法としては、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、又はインターネットを活用する方法などにより、開示すること。